

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年十月十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三條第二項及び第六項並びに同法附則第五條第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四條第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。
附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

1 (施行期日)

この政令は、令和三年三月一日から施行する。
(経過措置)

2 令和二年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者の雇用の促進等に関する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和三年二月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉